

No. 9		
許認可等の内容		第一号事業に係る指定事業者の指定
根拠法令及び条項		介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項
審査基準	関係条項	介護保険法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 2 項 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 3 の 6 菊陽町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成 2 8 年菊陽町条例第 3 2 号）第 8 条 菊陽町訪問介護相当事業の人員、設備及び運営並びに訪問介護相当事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成 2 8 年菊陽町条例第 3 3 号） 菊陽町通所介護相当事業の人員、設備及び運営並びに通所介護相当事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成 2 8 年菊陽町条例第 3 6 号） 菊陽町日常生活援助事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 2 8 年菊陽町条例第 3 5 号）
	内容	別紙のとおり
標準処理期間		3 0 日
設定年月日		令和 8 年 6 月 1 8 日（更新 年 月 日）

(別紙)

○介護保険法

第百十五条の四十五の五

- 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。

○介護保険項施行規則

第百四十条の六十三の六 法第百十五条の四十五の五第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第一号事業(第一号生活支援事業を除く。)に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準
- イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成二十七年厚生労働省令第四号)第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準の例による基準又は指定介護予防支援等基準(地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者に係る部分に限る。)に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準
- ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス(旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。)に係る基準その他厚生労働大臣が定める基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準
- ハ 平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成二十六年改正前法第五十四条第一項第三号又は法第五十九条第一項第二号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準
- 二 第一号事業に係る基準として、当該第一号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準(前号に掲げるものを除く。)

(以下の要綱は別添のとおり)

- 菊陽町介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱第8条
- 菊陽町訪問介護相当事業の人員、設備及び運営並びに訪問介護相当事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱
- 菊陽町通所介護相当事業の人員、設備及び運営並びに通所介護相当事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱
- 菊陽町日常生活援助事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱